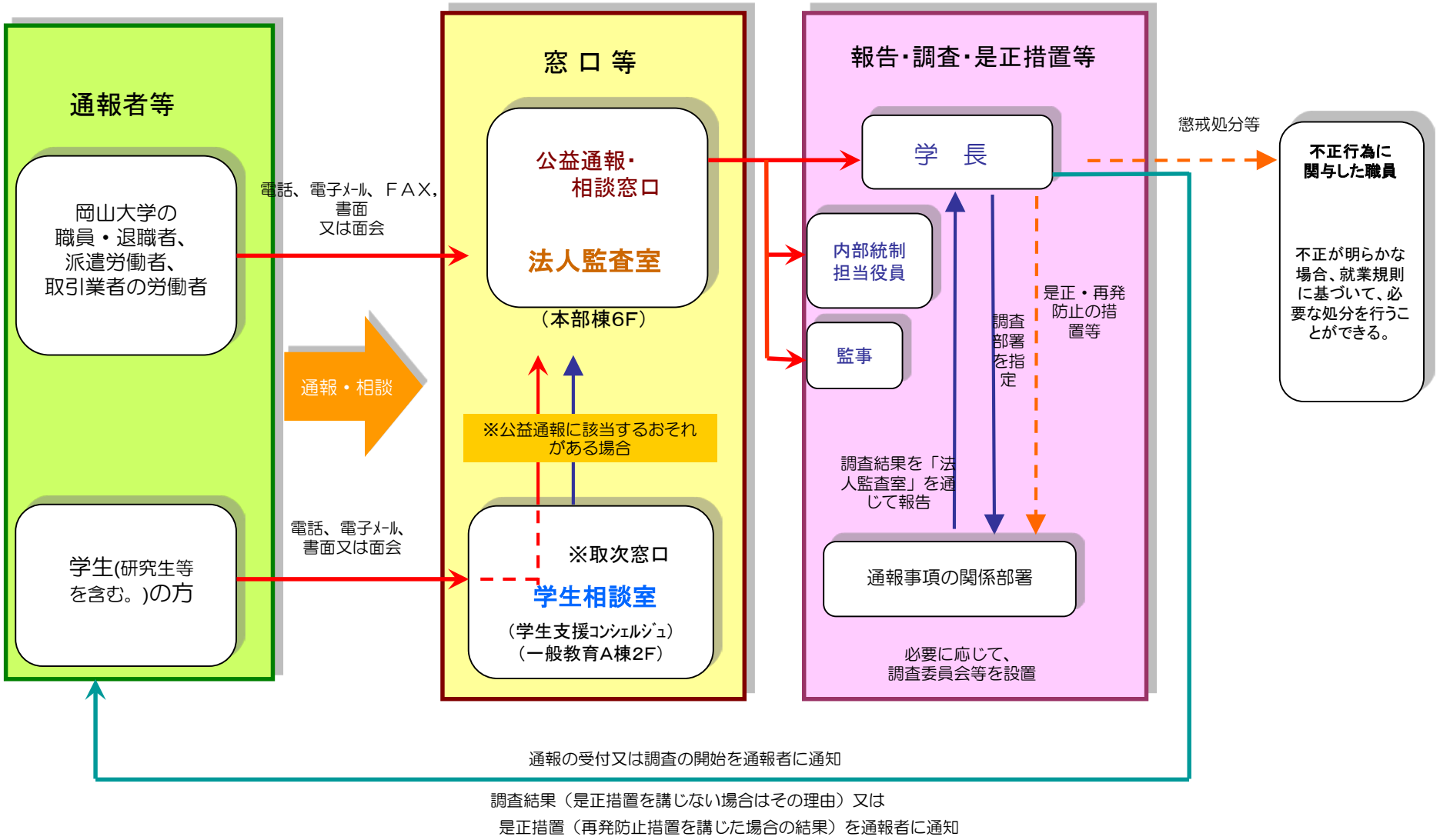
通報者等
岡山大学の
職員・退職者、
派遣労働者、
取引業者の労働者
学生(研究生等
を含む。)の方
電話、電子ﾒｰﾙ、ＦＡＸ,
書面
又は面会
通報・相談
電話、電子ﾒｰﾙ、
書面又は面会
窓 口 等
公益通報・
相談窓口
法人監査室
（本部棟6F）
※公益通報に該当するおそれ
がある場合
※取次窓口
学生相談室
（学生支援ｺﾝｼｪﾙｼﾞｭ）
（一般教育Ａ棟2F）
報告･調査･是正措置等
学　長
内部統制
担当役員
監事
調査
部署
を指
定
是正・再発
防止の措
置等
調査結果を「法
人監査室」を通
じて報告
通報事項の関係部署
必要に応じて、
調査委員会等を設置
懲戒処分等
不正行為に
関与した職員
不正が明らかな
場合、就業規則
に基づいて、必
要な処分を行うこ
とができる。
通報の受付又は調査の開始を通報者に通知
調査結果（是正措置を講じない場合はその理由）又は
是正措置（再発防止措置を講じた場合の結果）を通報者に通知